

新潟市総合計画審議会 第2回 第1部会 会議録

日時：平成26年7月29日（火）10:00～

会場：市役所本館6階 第3委員会室

事務局 第1部会の会議を開催させていただきたいと思います。司会を務めさせていただきます、事務局政策調整課の坂井と申します。どうぞよろしくお願い致します。

当部会の会議につきましては公開することといたしまして、記録作成のため、録音及び撮影をさせていただきたいと思います。今後の会議につきましても同様となりますので、よろしくお願いいたします。なお、本日、会議ですが、報道機関が入る予定でございますので、ご承知おき願いたいと思います。

また、本日の会議につきましては委員の欠席はございません。ただ今、西村委員のほうが多遅れておりますが、過半数に達しておりますので、会議が成立していますことをご報告いたします。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第、続きまして資料1から5、右肩に番号が書いてございます。続きまして、前回の会議で委員よりご要望のありました、市の具体的な取り組み等につきまして説明した資料としまして、補足資料1から4をお配りしてございます。これにつきましては、後ほど担当部長のほうからご説明をさせていただきます。続きまして、財産白書、青いファイルの中に入っているものでございます。あとは座席を示した会場図、以上を配布させていただいております。不足がございましたらご連絡いただければと思いますが、いかがでございましょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、大串部会長、進行をお願いいたします。

大串部会長 皆さん、おはようございます。今日も朝早くからありがとうございます。暑いかなと思ったのですが、なかなか涼やかな日が続いているかなと思います。

今日は、最初に事務局から説明していただいた後に、最後、集中して議論ができるような環境をつくりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、次第に従いまして議事を進行させていただきたいと思います。前回の議論の集約について、お願いいたします。

事務局 おはようございます。政策調整課の井崎と申します。

それでは、私のほうから前回頂戴しましたご意見の整理をさせていただいたものと、その対応案についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料1をご覧ください。諮問案でいいますと、先回ご審議いただいたのが、17 ページからの「土地利用方針」についてでございます。資料1につきましては、左側に委員の皆さまのご発言の趣旨、それから、右側のほうにそれに対する事務局の対応案ということで記載をさせていただいております。順にご説明をさせていただきますが、時間の都合もありますので、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、「現状と課題」についてでございますが、順番を入れ替えるお話や、現状と課題がそれぞれ対応してないというようなお話がございましたので、これらにつきましては、ご意見、ご指摘のとおり変更をさせていただきたいと思っております。

それから、「現状と課題」、「土地利用の方針」のところでございますが、課題のところと、3つの方針のところ、ページでいいますと19ページになりますが、この対応関係が少しおかしいということでご指摘いただきました。これについても記載内容の検討を改めてさせていただきたいと思っております。

それから、「土地利用の方針」の1番のところですが、方針3の「連携軸の強化」につきまして、連携するのは道路と公共交通以外にもあるのではないかとということもご指摘いただきましたので、これについても具体的な事例を挙げるなどわかりやすい記載を検討したいと思っております。

それから、2番目でございますが、多核連携のイメージについて、もう少しイメージを膨らますことができるような具体例が欲しいということ、それから、多核連携都市における各区のネットワーク等についての記載について少し姿が見えてこないということもございましたので、これについても担当する課と協議をしながら、記載内容を改めたいと考えております。

それから、「土地利用の方針」の3番のところでございます。開発により生活拠点が変わってきている現状の中で、「現在の市街地規模を適切に維持していく」という方針がそのとおりに進められるのかというご疑義、それから、「土地利用の方針」につきましては、開発が市全体、各区の持続的発展のための基盤整備につながるかという視点が大切であると。それから、農村集落についてのご指摘も賜りました。

これらにつきましては、現行都市計画マスタープランにその方向性をきちんと示した上で、この総合計画の素案を作っておりますので、記載自体を変更するということはありませんが、参考までに都市計画マスタープランの記載ということで、右のほうの下、2つの白丸を記載しております。現行、「郊外土地利用の調整制度」、それから2つ目の丸が、「田園集落づくり制度」と

いうことで、それぞれ、土地利用の調整制度、田園集落、農村集落についての記載がございます。このところで委員のご意見は踏まえているものと判断をさせていただきます。

先回のご意見の対応案については以上でございます。

大串部会長 ありがとうございます。この後、素案の審議がありますけれども、前回の集約に関してのご意見を賜りたいと思います。ご欠席の方もいらっしゃいましたけれども、何かございましたらお願いいたします。かなり大幅に変更して、意見を取り入れていただくということだと思えますけれども、大丈夫でしょうか。

ご意見がなければ、前回の意見集約はこれで終了させていただきまして、今日の審議のほうに移りたいと思います。前回の部会でも確認いたしましたが、当部会で審議する分野は、基本計画総論の土地利用方針及び行政運営方針となっております。今日はこの中の「行政運営方針」の「①市民・地域の役割と協働によるまちづくり」、「②時代変化に即応した行政経営」、「③持続可能な財政運営」ということで、ページで言いますと、20ページから22ページまでになります。

それでは、ご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

市民生活部長 市民生活部長の朝妻と申します。よろしく申し上げます。

それでは、素案の20ページをお開きいただきたいと思えます。私からは「(3) 行政運営方針」のうち「①市民・地域の役割と協働によるまちづくり」について、説明させていただきます。

まず、本市がおかれております「現状と課題」についてです。地域のことは地域で自らが考え、自らが行動する分権型政令市をつくるため、市民自治の基本となる「新潟市自治基本条例」を平成20年2月に制定しております。8区それぞれに区自治協議会、そしておおむね小学校区単位で全市で97の地域コミュニティ協議会を設置していただきまして、人材の育成や地域活動補助金などの活動支援、それから市と市民団体が協働して地域課題の解決を図る事業のモデル実施などといった、市民力と地域力を引き出す取り組みを進めるなど、市民が市政に主体的に参画するための環境整備を進めてまいりました。

お手元の、今日お配りしましたA4横の補足資料1をご覧ください。これは、本市の分権型政令市の仕組み、地域と行政による協働のまちづくりをイメージして作ったものです。自治基本条例という大きな枠組みの中で、左側、グリーンの部分、地域コミュニティ協議会など、地域で活動していらっしゃるさまざまな方々から、右側のほうにベージュで示してございますけれども、行政のほう、附属機関であります区自治協議会に参画していただいたり、区

役所との連携を推進していただく、そういう形で地域と行政が協働しながら、分権型のまちづくりの実現を目指すというイメージになっております。

今年度は、区自治協議会と地域コミュニティ協議会のさらなる活動の活性化に向けた検討を進めております。また、地域コミュニティ協議会やNPOなど、さまざまな地域の方々との新たな協働の指針づくりにも取り組む予定としております。

本市の地域コミュニティの状況を示します1つの指標をお示ししたいと思います。恐れ入りますが、素案の81ページをお開きいただきたいと思います。81ページの上の図でございます。④-1でございますが、本市の自治会加入率は左側から2番目、93.1%と、他の政令市と比較してもトップクラスの状態でございます。さらに次の82ページの図④-3のように、市内の特定非営利活動法人、いわゆるNPOの数は年々伸びているという状況でございます。

では、20ページにお戻りいただきまして、「現状と課題」の2つ目の丸でございます。全国的な傾向になりますけれども、単身世帯の増加や高齢化の進行など、人口減少の進行とともに地域の環境が大きく変化していく状況がございます。この中では、行政だけの力ではやはり限界があり、地域の果たす役割の重要性が増していくものと認識しております。

こうした現状と課題を踏まえたものが、「行政運営の方針」でございます。人口減少とともに地域の人口構成が大きく変化していく中、地域の特性を活かした自治のさらなる深化を図るため、市民・地域との役割を踏まえ、地域づくりの主体となる区自治協議会や地域コミュニティ協議会、NPO、民間企業などの皆さまと、協働によるまちづくりを進めていきます。

私からの説明は以上でございます。

大串部会長
総務部長

ありがとうございました。

続きまして、総務部長の高井でございます。私からは②の「時代変化に即応した行政経営方針」について説明をいたします。

始めに「現状と課題」についてです。本市では、これまで市民に信頼される開かれた市政の実現や、市民サービスの充実と効率的な行財政運営を目指し、こちらに記載の市政情報の積極的な公開、定員管理の適正化、財政の効率化などに取り組んでまいりました。現在、これらの取り組みを行政改革プラン2013としてまとめ、各分野で実施しております。

ここで別途配布いたしました補足資料2をご覧ください。平成15年以降のこれまでの行政改革の取組状況をまとめております。現在は行政改革プラン2013の取組みと並行して、次期行政改革プランの策定に取り組んでおり、外部有識者による点検・評価委員会で議論いただいている最中でございます。

また、(2)として、現在のプラン、2013に掲げた3つの重点改革項目を記

載しております。削減だけでなく政令市としての機能強化にも力点を置いております。

なお、資料はございませんが、参考として全国 812 の市・特別区を対象とした、日本経済新聞社が 2013 年に実施をいたしました経営革新度調査では、総合評価ランキングで全国第 9 位となっております。この調査は「透明度」、「効率化・活性化度」など、4 つの要素から構成されておりますが、情報公開や住民への説明責任を重視する透明度は全国 1 位となっております。

多様化する行政ニーズに的確に対応し、時代に即応した行政運営を行っていくには、継続して行政改革に取り組んでいくことが、重要と考えております。

そこで、「行政運営の方針」になります。今後の方向性といたしましては、引き続き、市政情報の積極的な公開により透明性の確保に努めるとともに、定員管理の適正化や財政の効率化など行政改革に取り組み、行政経営品質の向上に努めていくこととしております。

現在、新しい行政改革プランの策定にも取り組んでいるところですので、それに基づき、情報通信技術、ICT なども大いに活用しながら、スピード感のある、各組織が横の連携をとりながら、行政運営を着実に実施していくこととしております。

私からの説明は以上でございます。

財務部長

財務部長の岡田でございます。続きまして、素案 21 ページをご覧ください。

「③持続可能な財政運営」についてご説明いたします。まず、私から財政全般について、続いて、朝妻財産活用担当部長からファシリティマネジメントに基づく財産経営についてご説明をさせていただきます。

始めに、財政運営に係る「現状と課題」についてです。本市を取り巻く状況として、生産年齢人口をはじめとする人口の減少や、少子超高齢化の進展による地域の人口構成の変化により、市税収入など将来の財源確保が不透明である一方で、高齢化の進行などによる介護保険や国民健康保険などの社会保障費の増加が予測されております。

そのような状況の中、次期総合計画の基礎資料として「中期財政見通しの試算」を作成いたしました。補足資料の 3 番、「中期財政見通しの試算」をご覧ください。次期総合計画の計画期間であります平成 34 年度までの財政見通しでございます。

まず、試算の考え方について、試算のベースとなる税収の伸び率といたしまして、平成 29 年度までは、本市の平成 26 年度の当初予算における実質的な税収の伸び率と同じ 1.9%とし、平成 30 年度以降については、大合併以降の実質的な税収の伸び率の平均であります 1.6%で設定をしております。

歳入・歳出の共通事項としては、平成 27 年 10 月に消費税率が 10%に引き上げられることを前提としております。

歳入のうち個人市民税はベースとなる税収の伸び率に、生産年齢人口の減少率を考慮しております。また、臨時財政対策債については、地方財政対策を踏まえ、平成 28 年度まで発行するものとして試算しております。

歳出では、介護保険事業会計への繰出金などについては、高齢者人口の増加を考慮するとともに、児童福祉費については、入園児童数の推計を考慮しております。また、維持補修費については、今後のファシリティマネジメントの取り組みを考慮いたしまして、一定程度の伸びを見込んで試算に反映いたしました。投資的経費については、年次計画に沿って進める事業が落ち着く平成 29 年度以降について、大合併以前の建設事業費を考慮いたしまして、450 億円で設定をいたしております。

下の段の表と右上のグラフは、今ご説明いたしました項目を前提に試算を行い、プライマリーバランスや市債残高、基金積立額などの推移を示したものでございます。右上のグラフをご覧いただきまして、黄緑色の棒グラフ、これが基金積立額でございますけれども、これをご覧いただきますと、平成 29 年度までは基金を活用しなければなりません、平成 30 年度以降は基金へ積み立てることが可能となる見通しになってございます。

また、このたびの試算では、表の下に記載しておりますような旧万代小学校など、大規模未利用地の売却収入を織り込んでおりませんので、これらの売却動向によっては収支バランスが好転する可能性がございます。

今後、持続可能な財政運営の確立に向けては、投資的経費の水準が重要なポイントになると考えておりまして、税収など一般財源の状況に合わせ適度な投資的経費の水準とすることで、それと連動して一定レベルの基金残高の確保が図られると考えております。

計画素案のほうにお戻りをいただきまして、計画素案 21 ページにお戻りください。中段の「行政運営の方針」でございます。将来のまちづくりを進めるに当たりましては、基金残高を一定程度確保するとともに、将来世代に過度な負担を強いることのないよう、プライマリーバランスに配慮しながら、地域・市民のニーズを的確に捉え、真に必要な分野を「選択」し、限られた経営資源の「集中」を図ることにより、持続可能な財政運営を行っていくことが重要であるというふうに考えております。

私からは以上でございます。

財産活用担当部長 財産活用担当部長の朝妻でございます。私からはファシリティマネジメントに関連する部分についてご説明させていただきます。

まず、その前段でございますが、本日、お手元にお配りをさせていただきます。

ました，新潟市財産白書，ブルーのファイルでございますが，これについて簡単にご紹介させていただきたいと思えます。

白書につきましては，施設の現状と課題を明らかにいたしまして，今後のあり方を検討する資料として，さまざまな視点から分析を行っております。例えば用途別の分析についてですが，恐れ入りますが，白書の 111 ページをご覧くださいと思います。

中段のグラフになりますけれども，こちらは市民に身近な施設である，コミセン，公民館などのコスト，利用状況を見える化をした分布図でございます。横軸は利用率でございます，60%台から10%未満までさまざまでございます。縦軸は利用者1人当たりのコストを示しております，多くの施設は1,000円未満でございますが，中には利用率が低く，他に比較してコストが掛かっている施設もございます。また，各施設を示すポイントが3色で表示をされておりますけれども，これは施設の老朽度を表しております。

このように，類似施設を横串した分析によりまして，相対的な比較が可能となりました。その他，地域別の把握や，他の政令市との比較なども行っております。白書につきましては，公共施設の他，各インフラ資産の個別計画にも触れてございますし，本日，これから説明させていただく内容もその一部分でございますので，後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

それでは，素案の 21，22 ページにお戻りください。

まず，「現状と課題」についてでございます。人口減少などによりまして，将来の財政状況が不透明な中，公営住宅を除いた人口1人当たりの建物保有面積は，本市は政令指定都市の中で最も多くなっております。それを示したものが 22 ページの図③-1 でございます。これらの施設がいつごろ建設されたかを示したものが下の図の③-2 でございます。多くの施設が昭和 50 年代に整備されまして，建設後 30 年以上経過した老朽化施設が増加をしております，施設の更新時期が差し迫っております。

そこで，将来必要となる更新費用を予測したものが，その下の図③-3 でございます。今ある施設を全て同じレベルで更新をするには，上段のように標準的な建て替えのケースでは，毎年 124 億円が不足をいたします。下段のケースのように，メンテナンスを行い長寿命化を施したとしても，毎年 59 億円不足をするという推計でございます。人口減少や財政見通しなどからいたしますと，全ての施設をそのまま更新するということは困難であると言わざるを得ません。

また，道路や橋りょう，上下水道などのインフラ資産につきましても，今後老朽化の進行により維持更新費用の増加が見込まれております。

そこで，「行政運営の方針」ということについてでございますが，市が保有

する全ての財産を対象にいたしまして、ファシリティマネジメントの考え方に基づく、効率的な管理・利活用を進めることで、持続可能な財産経営を推進してまいります。

公共施設については全てを更新することは困難であるため、施設中心から機能中心に転換をいたしまして、サービス水準をできるだけ維持しながら、施設総量の削減を進めたいと考えております。

なお、その際には多機能化や複合化を図りながら、活用度、効率性を高める施設の最適化を進めるとともに、民間施設の活用も図ってまいります。

市民の皆さんとは、さまざまな機会で情報提供や意見交換を行い、意識共有に努めながら、施設の活用方策を検討してまいります。

また、役割を終えた公共施設跡地などの未利用資産につきましては、新たな財源確保と民間による土地利用促進の観点から取り組みを進めてまいります。

公共施設の運営経費の削減や長寿命化も重要であり、それらを含めた財産経営推進計画、これを本年度中に策定したいと考えております。

また、インフラの新規整備につきましては、投資効果の高い事業に集中的に投資することで、まちづくりを推進してまいります。道路や橋りょう、上下水道など、既存ストックは各資産別に維持・更新の手法や更新期間も違うことから、個別に長寿命化計画を策定し、計画的・効率的な維持管理・更新を進めてまいります。

次に、本日配布いたしました補足資料4をご覧くださいと思います。

表面につきましては、財産経営の推進につきまして、今ほどご説明をいたしました課題や今後の方向性・進め方を簡単にまとめたものでございます。

裏面には推進計画の体系図を記載してございます。そこにごございますように、財産経営の推進計画につきましては内容が広範になりますので、1つの計画としてまとめるのではなく、公共施設とインフラ資産共通の基本的な考え方を整理した大きな方針と、それぞれ個別計画につなげる取り組みを整理していきたいと考えております。

なお、インフラ資産の個別計画につきましては、下水道の中期ビジョンを平成20年度に、橋梁長寿命化修繕計画、上水道中長期経営計画の実施計画を平成22年度に策定するなど、既に長寿命化に取り組み、道路、公園も今後策定する予定となっております。

説明は以上でございます。

大串部会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆さまからご意見、ご質問を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。松田さん、申し上げます。

松田委員　それでは、はじめに「①市民・地域の役割と協働によるまちづくり」の「現状と課題」の中の、区の自治協議会を設置したことについて伺いたいと思うのですが、自治協議会を設置したことによってどのような成果が挙げられているのか、そして、また、問題点あるいは課題はどういうことがあるのかということについて、伺いたいと思います。

大串部会長　よろしく申し上げます。

市民生活部長　区自治協議会でございますけれども、このもともとのスタートは、合併に伴いまして、合併した地域でつくりました合併建設計画の進行管理をする地域審議会というのが自治法上で決められておりました。これを発展させた形で地域の課題、区の中の課題についてご意見をいただくというような役割を加えた形で、自治協議会を設置させていただいているという状態でございます。

実際に、これまでも合併建設計画、26年度までございますけれども、この中で実際にそれぞれの区で設定した計画が順調に進んでいるかどうか、これについてチェックをお願いしたということがまず1点ございます。

それと、毎年、それぞれの区で新たな課題が出てまいります。また、市政の中でも区に関係のあるさまざまな施策がございます。これについてこの自治協議会の場で説明させていただいて、区の住民の方々のご意見としていただくというような形で進んでまいりました。

また、区からも自治協議会の建議権というのがございまして、区に関わる施策について市長に建議をするというような権限もございまして、いくつかの意見をいただいているという状態がございます。

また、区の自治協議会として、また独自の活動をしたいというようなケースもございまして、自治協議会の提案予算ということで、年間今500万円でございますけれども、その枠の中で活動していただいているような状態でございます。

これからですけれども、この総合計画の策定に並行しまして、区ごとにまちづくりプランを作っていくこととなりますので、これについても自治協議会でご審議いただくような形で進んでいるということでございます。

課題としましては、合併してから相当な年数がたってまいりましたので、これからの、合併建設計画がなくなってからの自治協議会としてのあり方について、議論を現在進めているというような状態でございます。

大串部会長　松田さん、どうぞ。

松田委員　ありがとうございました。今のお話からそれぞれ地域の課題等を含めて、最適に協議し合う組織というふうに今受け止めたわけですが、私、今、北区に住んでいるのですけれども、区自治協議会の運営がどうも形式的になっていて、マンネリ化しているのではないかというような現状を聞いております。

具体的に委員の方からのお話を聞くと、北区では毎月第3木曜日に行われているのですが、実際には毎月、区役所の各課から事業計画が出されて、そのことについて意見を求められていくというような流れが一般的だということですね。そういうときに、委員の方はこうおっしゃったのですが、「私のような行政の素人にとっては、なかなか中身がその場で出されてもすぐに意見が言えないのだと。だから、そこで発言している人は、元町議会の出身の方だとか、行政経験のある方が発言するというような状況だ」と。言うなれば、だから、型どおりの意見を求められているけれども、実質的な会で討議がなされているとは思えない。

そういうふうな話を聞いたときに、行政運営の方針の中で、「地域づくりの主体となる自治協議会」という文章があるのですが、運営の仕方そのものが問題なのか、そう考えたときに、今、ご説明いただいたようなことが現実には果たして行われていないという状況について、私は懸念して質問させていただいた次第ですが、その辺についてはいかががお考えでしょうか。

大串部会長 事務局の方、お答えいただけますか。

市民生活部長 自治協議会の構成として、1号委員という方々はそれぞれの学校区ごとにつくられたコミュニティ協議会の代表の方であったり、また学識経験者の方であったり、区によっては商工会の方とか、さまざまな地域活動をしていらっしゃる方の代表の方々が参加されて、そこにまた公募の方も入っていらっしゃるというような中で、大体30人くらいの構成員になっております。

その中で、ある程度の時間の中で発言される方ということになってくると、なかなか今のご意見のように、発言しにくいケースもあるのかもしれませんが、自治協議会の中にはさらにそれぞれ部会がございまして、部会の活動の中でまた議論を深めていって、その結果がまた全体会の中に反映されるような仕組みにもなっておりますので、実際にそれぞれの各課から報告なり、説明がある中に、どこまで専門的に関わられるかという、これは結構根源的な問題でもあるのですが、やはり区の運営の中で、もしくは市全体の運営の中で、自治協議会の皆さんからのご発言というのは、やはり非常に貴重なものとして行政のほうは受け止めているということがございますので、今ほご懸念のお話については、やはり真摯に受け止めながらも、自治協議会の運営の仕方についてさらに検討が必要なかなと受け止めさせていただきました。

大串部会長 松田さんの意見にかぶせてといいましようか、前回のときにも申し上げたのですが、「現状と課題」という文章になってないんじゃないかというような、ここも、20ページの上位など、①に丸が3つ付いていますけども、こういうふうに、これまでの取組みと今後の取組みというような形になっているんで

すね。だから、現状これまでこういう取り組みを進めてきたのだけれども、もっといろいろな意見を取り入れていく必要がこれからあるんですよという。特に高齢者の方とか、さまざま今まで世の中で活躍されてきた方がたくさんいらっしゃる。いろいろなご意見をお持ちでしょうし、そういった方々も充実してご発言できるようなということで、もう少しその取り組みを進化させるというようなところに課題がありますよといった触れ方にしておかないと、これやってきました、これからこうやりますという内容なので、これの書きぶりで少し皆さんのご懸念があるのかなというところだと思います。もう少し課題を抽出していただくというのでしょうかね。そういうことをやっていただけると、よりわかりやすいのかなと思いました。

松田さん、一旦置くということでしょうか。

松田委員 はい。

大串部会長 他にご意見ありませんか。坂爪さん、よろしくお願いします。

坂爪委員 坂爪です。話を戻しますけど、今の松田さんの意見に関して、私、自治協議会にたまたま関係しているものですから、お話をさせていただくのですが、自治協議会というのは法令上の位置づけを持っていますが、コミュニティ協議会はそのようなものではありません。しかし、市民の皆さんが感じているのは、コミ協の活動については案外理解していますが、自治協議会というのは誰が、どこで、何をしているのだというのがまだ一般的です。

それで、このことに関しては、もう2年も3年も前から、いわゆる自治協議会の位置づけをどうするとか、役割、責任分担をどうするのかというようなことについて、さまざまな議論はしていますが、結論は出ないですね。結論が出ないというのは、結局、あまり権限を与えれば、議会との問題も出てくる。そうかといって何にも与えなければ、会議は要らないのではないかという話になる。

ですから、はっきり言うと、現在行われているものは、市長の諮問に対する返答といいましょうか、そういう辺りが中心で、あと、いろいろと皆さん、ご意見は出されるのが、それは自治協議会の決定事項にはならないというようなものが結構多いわけです。ですから、特に公募委員の方は、最初は張り切っていろいろと言ったら多分意見が取り上げられて、ほぼ実現の方向に向かうだろうと思うのですが、実際は市役所の説明聞いているだけだというような状況です。

ですから、自治協議会について、これ以上権限を与えられないのであれば、それなりの役割に徹するということについて、皆さんから納得してもらおうし、か私はないと思うのです。以上です。

大串部会長 新藤さんも自治協議会の会長ですけど、ご意見ございますか。

新藤委員

市がこれだけ大きくなり過ぎたときに、やはりそれぞれの区の課題を、行政から提案されたものが、その区にはふさわしいのかどうかというレベルになると、やはり必要な組織だと思います。そして、最近市から報告を受けること、それは当然情報を共有するという必要なことだろうというのは委員の皆さんも理解しています。

その一方で、提案予算ということで、先ほど説明ありましたが、500万円という予算をいただく。実際に自分たちで決めたことで、自分たちで予算を使うということになるので、責任を持った決定をして責任を持った行動をとるということで、今、自治協議会も500万という予算をどうするのだと。自治協議会で提案して、それが実際に成果として挙げれば、次年度は新たな市の予算として別の形で動き出すわけです。そしてまた翌年は別の課題についてできるということで、それぞれこの予算をいただいているため、委員の皆さんはそれなりに責任のある発言と行動ができるようにはなっていると思います。

ただ、委員の皆さんは30人いますので、月1回、2時間程度の会議で全員が意見述べられるかという、難しいですし、あと、コミュニティ協議会の代表の委員の方は、当然その組織を代表して来てくださるので、それなりに地域に対して責任を持った発言ができます。ただ、その他の委員さんでは、団体の代表もいらっしゃるし、公募委員もいらっしゃるし、学識経験者とかかたちの委員もいらっしゃいますので、毎回出される議題について、その人たちが関心のある話題かどうかというのは、それで相当変わってきますので、そういうことでそれぞれ委員さんの立場でまた与えられた課題に対する反応というのは変わってきます。そのため非常に難しいと思うのですが、ただ、委員の皆さんはそれなりに自分が与えられた立場から、自分たちの区を何とかしたいという意気込みで、毎月会議に出てきてくださっていることは確かですし、そういう意味では、区の中ではそういう組織がやっぱり当然あってしかるべきと考えています。

大串部会長

ありがとうございます。

それでは、他にご意見頂戴できますでしょうか。

今回は非常に詳細な財政の見通しとか、我々の資産でありますファシリテイに関しての今後の方針とかを、かなり具体的な形でご説明していただいたと思うのですが、それでは、新藤さん、お願いします。

新藤委員

素案の22ページ一番下の表についてなんですけれども、今後、公共施設の将来の費用予測という形で出ていますけれども、60年周期と見る場合、80年周期と見る場合、これは簡単に耐用年数を考えるだけなのでしょうか。それとも事前に80年使う予定で何か対策をした後の経費と見ていいのでしょうか

か。その辺ちょっとお願いいたします。

財産活用担当部長 すみません。素案のところは最終的な数字の表しか載せておりませんでしたので、本日お配りをいたしました、財産白書の 60 ページと 61 ページをご覧いただきたいと思います。将来費用の推計のやり方等々を記載しております。60 ページのほうがいわゆる標準シナリオということで、前提条件のところにあります。耐用年数を 60 年という設定をします。その 60 年の建て替えまでに、15 年目で補修、30 年目で修繕を入れるというような考え方ですね。15 年刻みで補修はしていくという。そうなったときに、あと今既存の建物と構造がありますので、単価を設定して、それぞれの費用がいくらになるかということを経験的に積み上げていきましたということになります。

そうすると、結果は、その中段のところにグラフがございますけども、各年度ごとの棒グラフがその積み上げの結果を示しております。各年度ごとの積み上げ結果、これを平均的な額ということで、単年度当たりで割り返しをいたしまして、これに対応して、過去の普通建設事業の内訳を見て、いわゆる公共施設の更新等にどの程度今まで掛けてきたのかというか、掛けられるのかという試算をいたしまして、それとの差し引き、個別の試算が 245 億円、単年度で掛かります。過年度には 121 億やってきましたということなので、差し引きで 124 億円足りませんという意味合いでございます。

右側がいわゆる長寿命化のシナリオということで、前提条件のところをご覧くださいと、まず耐用年数を 80 年と設定いたしますが、そこまで建て替えるまでのその補修・修繕の期間を 20 年、40 年ということで設定をいたしまして、その当該年度が来たときにその建物に対して手を入れる。これをまた積み上げていくとこういう試算になったということで、下段の長寿命化シナリオのほうは、いわゆる建て替えそのものを先送りということにしておりますので、単年度の必要額が少なくなりますけれども、今までとの平均値と比較をしても、まだ 59 億足りない、そういう試算の表でございます。

大串部会長 新藤さん、大丈夫ですか。

新藤委員 はい。

大串部会長 これは確認ですけど、個別積み上げ値ではないんですよね。一個一個のファシリティに関してどんどん試算をしていって積み上げたものですか。

財産活用担当部長 建物の一個一個の構造と面積に対して単価を掛けていったということです。

大串部会長 そうですね。あるいは。

財産活用担当部長 個別の状況を反映しているということではなくて、機械的に試算させていただきましてということ。

大串部会長 わかりました。はい。ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。では、坂爪さん、お願いします。

坂爪委員 将来のいわゆる市の財政の答えとして、結構積立金の額を増やしていくのだというようなものが出ていますけれども、私、詳しい内容はわからないもので、積み上げの額はわかりませんが、これからいろいろな費用が掛かってくる上で、今の財産が大変だと言われるような話の中、こういうふうにならば平成 30 年頃になると、相当多く積み上げられるというようなお話なのですね。この根拠は何ですか。何が増えるのですか。

大串部会長 財務部長、お願いします。

財務部長 お答えします。基金、グラフを見ていただきますと、基金残高が積み上がっていくというような図になっております。これの理由として、プライマリーバランスが改善していくからということでございますけれども、1つは、今前提として考えている中に、市債、市の借金というのが今後減っていくという前提に立っていると。その理由としては、1つは、合併建設計画が終わりますので、それに伴う合併建設事業、あるいは合併特例債という市債が減っていくというのが1つ。

それから、今、この表のところに下の備考欄に書いてありますけれども、平成 29 年以降、臨時財政対策債という、今、交付税の振り替わりで一部各自治体で借金をしてくださいという制度があるのですが、それが 29 年度以降、一応今の前提ではなくなるということになっていまして、市の借金が減って、その代わり交付税が増えるということになっていきますので、実額、現金として交付税が今までよりも多く入ってくるというところで、現金としてのプライマリーバランス、それから基金の残高が上がっていくというのが1つ、こういうことになっています。

大串部会長 坂爪さん、大丈夫ですか。

坂爪委員 そういうことであれば、それ以上の反論はありません。

大串部会長 他にございませんでしょうか。では、諸橋さん、お願いします。

諸橋委員 すみません。無知から来る素朴な質問なのですが、この 22 ページの「公共施設の将来費用予測」というところがあるのですが、これを見ていると、赤字になって、不足していくと書いてありますけれども、ちなみにここには、例えば新潟は地震も起きていると思いますし、災害等に関する、そのリスクも含めたものというのは、試算に入っているのでしょうか。

大串部会長 事務局、お願いします。

財産活用担当部長 素案の図の③-3 のところで示してあります将来費用予測につきましては、今保有している公共施設を同じ状態でそっくり建て替えた場合、その建て替えのスパンを変えて試算をしたということが1つです。

対象となっている平成 17 年から 24 年の平均額というのがありますが、こ

これは今までの決算というか、経験値から言うと、あくまで今までですけども、このぐらいの枠であれば、いわゆる公共施設の建て替え等に費用を回せるはずだというのを試算してみましたということなので、その差し引きでこれだけ財源が今のところのあれでは足りませんということ。

今後どうなるのかというのは、今ほどご質問のあった、財政計画の中の建設事業費ですとか、事業収支の枠の中でどうやって対応していくかという話になります。

震災に対する特別な対応などの個別の建て替え等の面については反映しておりませんので、あくまでも今ある建物をそっくり更新したらどうなるかという試算でございます。

諸橋委員 ありがとうございます。

大串部会長 すみません。私も素朴な質問ですが、学校の耐震化というのは終わっているのですか。

事務局 詳細な数字までわかっておりませんが、平成26年度でおおむねいいところ終わるといふふうに進んでおります。

財産活用担当部長 少し補足をさせていただくと、いわゆる平均額の121億というこの実績の中には、今、部会長がおっしゃった学校の耐震化の決算数字というのはこの中に入っています。その枠の中、設定の中に含めてあります。

大串部会長 はい。他にございませんでしょうか。山賀さん、お願いします。

山賀委員 ファシリティマネジメントのところで、「施設中心のサービスから、機能中心に転換し、サービス水準を維持」するとありますが、具体的なイメージですとか、それから市内で既に進んでいる事例、転換した事例などがもしあれば、教えていただきたいです。

大串部会長 ファシリティマネジメントの話。

財産活用担当部長 ここで記載させていただいた、施設中心のサービスから機能中心に転換をするということの意味合いですけれども、要は建物と、箱と機能が1対1という対応から、機能を複合化するなど、そういう方向で集約することで、建物をいわゆる機能中心のほうにもっていきますというようなイメージ、意味合いでございます。

例えばということですが、新しい東区役所、これはいわゆる複合施設の例示ということになると思いますけども、東区プラザ、図書室等、あと階下に民間の施設も入っていますので、いわゆるそういった複合的な利用を1つの箱の中でやっているということがあります。それから、あと、多機能化というようなことになると、1つの箱の中で用途に応じた使い分けをするとかいうことも考えられますよね。

それから、今度、施設が公のものである必要でないという意味においては、

民間施設の利用ということも考えられるでしょうし、そもそもいわゆる箱がないとそれはできないのかという議論もしていけば、いわゆるソフトの事業でもって同じ機能を維持できるのではないのかというような議論もあり得るということで、そういう機能の議論を、どういうパターンがあるのかというのを、積み上げていきたいなと思っているところでございます。

大串部会長 大丈夫ですか。

山賀委員 はい。もう1つ。そうすると、だいぶある程度のところに集約されていくという形になってきて、前回の土地利用方針ともちょっと重なってきますけれども、やはりよりコンパクトシティの推進みたいなものつつながってくるのかなと思います。

そうした場合、かなりそこから離れた地域にお住まいの方々にとってのサービスというのが、どのくらい一定水準を保てるのかという心配もあって、それは恐らく交通アクセスの問題も関わってくるのかなという気はしています。

そういった、ちょっと中心部から離れた方々へのサービスの提供というものについては、こちらのほうでお答えいただけるのかどうかかわからないのですが、お考えがあればお聞かせ願いたいです。

大串部会長 コンパクトシティとの関係でファシリティマネジメントを進めていくのかというご質問ですけども、いかがでしょうか。

財産活用担当部長 先ほどご指摘あった素案の21ページのところで、「サービス水準をできるだけ維持しながら施設総量の削減を進めます」という記載がございます。財源推計等々からすれば、先ほど申し上げたようにそっくり今の施設を維持し続けるというのは恐らく不可能だと。その中でも、ただサービス水準を落とさないような形で、基本的にはその施設の面積は削減していくという方を考えたい。それが先ほど申し上げた複合化とか多機能化であったわけですけども、ただ、例えば公共施設でもすぐというのは、コンパクトシティの関係であると思うのですが、一方で、この白書で対象としているのは約半数近くが実は学校であります。今後、児童生徒数の減少に伴って学校をどうしていくのかという問題があるわけですけど、最初に財産白書の111ページのところで、コミセン等のグラフを見ていただきましたが、あそこで記載をされている利用率とか、いわゆるコストの問題というのを見える化したグラフですという説明をしたのですが、明らかに周辺ということを見ると、公共施設の役割はこれだけでは測れないという議論というのは確実にあるわけですね。その端的なのは学校だと思っています。

いわゆる地域としての象徴的な施設であるところの学校を、逆に言うところの格好で残すのかという議論なのかなと思ったりもしますが、コンパクトシティとの関係で申し上げれば、公共交通とかということでしょうし、そ

の反面、機能ということであれば、大方針としては施設総量を落とさなければいけないというのがありますけれども、必ずしも定量的な分析の結果だけで結論が出るということではないと思っています。

山賀委員 わかりました。

大串部会長 他にございませんでしょうか。お願いします。鶴巻さん、どうぞ。

鶴巻委員 今回の財産白書の 111 ページのグラフをずっと見ていたのですが、財産白書の 11 ページとか 12 ページに各区の生産年齢人口のグラフなどがございまして、そうすると、やはり 111 ページのグラフの左下、西蒲区のセンターとか公民館がコストが高いと。今後、人口の減少する地域にコストが高い施設複数あると。どうするのかなと思っておったのですが、この補足資料 1 を見ますと、行政と地域が参画したり、協働したりしてまちづくりを行って、ファシリティマネジメントを行っていくとおっしゃいましたが、今のお話ですと学校にある程度の、自治体だとか地域の機能の補完を行っていくのかなというイメージを受けました。そうすると、学校の先生方の業務が増えるのか、または、学校と地域の市民が協働して、地方の機能を補完していくのか、ちょっとそのイメージがつかめなかったので、ご質問をさせていただきます。

財産活用担当部長 先ほど私が申し上げた学校のパターンというのは、例えば 3 つある小学校を 1 つに統合されたときに、その 1 つのところにその他の機能を集約するというのではなくて、むしろ残った、統廃合された 2 校のほうをどうやって使いますかという議論もあり得るという意味合いで、申し上げたのですが、基本的には廃止になった学校については、除却をしまえばいいということなのでしょうが、申し上げたようにその地域の象徴的な施設である学校の建物を、そういうふうに機械的にできるかという問題があるという意味で申し上げました。

おっしゃるように、1 校にまとまったところにも他の機能を入れられるという議論も当然あり得ると思いますので、パターンとして両方あるのかなと思います。

鶴巻委員 ありがとうございます。そうしますと、ハードの施設を少なくしていくという話の中で学校は残すと。とすると、ハードが残って人がいない状態がまたできてしまいますので、そこにまた行政の方が来られるのかとか、地元の方が入られるのかという問題になると思うのですが、その地元の方も少子高齢化で地元に残らないという状況が進んでいく中で、どのようにしてハード面を機能させていくのかなと、ちょっとイメージがつかないなと思いました。

財産活用担当部長 すみません。補足をさせていただくと、例えば学校を学校以外のもの

に転用するといったときに、もともとある他の地域の施設、その機能を集約するというイメージで申し上げているので、要するに、学校ではない新しい地域施設が1個増えますということではなくて、その学校という、地域性の高い象徴的な建物を使って、他の機能をそこに一元化するということを、当然他の施設の老朽化とか、その状況にもよりますけども、そういうことも考えられるというイメージです。

鶴巻委員
藤井委員

ありがとうございます。

1つお聞きしたいのですが、「③持続可能な財政運営」、《行政運営の方針》の①の、必要な分野を「選択」し、限られた経営資源の「集中」を図っていくと。その前段に、「市民・地域のニーズを的確に捉え」とあります。当然、市民・地域のニーズを的確に捉えながら、入れ物を存続させるかどうか、お金の絡み、耐用年数の絡みを考えながら選択していくのだらうと思いますが、お金とか物の他に、そこに住んでいる人たちのことも当然考えていると思うのです。端的に言うと、この選択の観点は何ですかということ。その辺のところをお話ししていただくと大変ありがたいとです。

もう一点は、財産白書の111ページにグラフがあります。そこに月潟地区公民館という、固有の名前を出して大変恐縮なのですが、維持管理が難しいとか、運営が難しいとか、いろいろ問題があるかと思うのですが、こういうふうな公民館と名の付くところには必ず職員が張り付いているのですか。それを一つお聞きしたいと思います。張り付いているなら何らかの手だてを講じながら運営されていると思うのですが、その辺のところも、もし具体的な事例があったらお聞かせいただきたいと思います。

1点は選択の観点です。お金、物の耐用年数、いろいろ出ていますが、人との絡みです。その辺のところの観点はどういうふうに考えているのかということ。もう1点は、公民館というのが相当挙がっていますが、職員が張り付いているのか。運営上の問題なのか、建物の問題なのか、維持管理ができないのか、その辺のところをお聞かせください。以上です。

大串部会長　お一人で大丈夫ですかね。財産活用担当部長、お願いします。

財産活用担当部長　まず、公民館の人的配置の問題ですけれども、公民館は、基本的に事業を展開するという場所でございますので、人員の配置はなされているということになるかと思えます。

コストの問題ですけれども、これはある面で、金額を機械的に単位当たりで割って出したということでございますけれども、私が冒頭申し上げたかったのは、左下のほうの施設については、この切り口から見れば確かに課題はあるというのは明確だということ。ただ、ここは必要ないと言えるかどうかというのは、これはまた別の問題があってということなので、例えば公

民館であれば、他の施設の状況はどうかという機能全体でもって捉えたときに、これを必要ないと言えるかどうかとか、いろんな議論のやり方があるかと思いますが、そういうのを踏まえないと、その施設をどうするかということの結論は簡単に出せるものではないと思っております。

藤井委員 よく分かりました、入れ物をなくすなどということは、そこに住んでいる人たちがいて、特に高齢化になってくるとなおさらあちこち行けなくなってくるわけですし、ある面では重要になってくるわけです。使い方によっては非常に大切なものだと思うのです。その辺のところも考慮に入れ、配慮しながらやっていく必要があると思っております。以上です。

大串部会長 ありがとうございます。財産白書 108 ページ、109 ページを見ていただくと、各施設の利用状況と老朽化の状況がかなり分かりやすく整理されています。各区においてこういうものを見ながら、どこをどういうふうに使っていけば今より安く、今より快適に使えるのかという議論もこれから起こさないといけないのかなと思っております。

他にございませんでしょうか。

坂爪委員 すみません、教えていただきたいのですが、ファシリティマネジメントの関係で駐車場の問題ですが、現実には全く無料のところと有料になっているところもあります。この区別はどうかしていますか。どういう基準に基づいておやりになっているのですか。

財産活用担当部長 駐車場に関しては、その施設の性格に応じて、そこをご利用なさるときに全体として頂戴すべきかどうかということを経営的に判断して決めていくということになるかと思います。今、明確にこうだということを持ち合わせているものがないのですけれども、基本的にはそういう考え方で統一的な基準の中で運営をされていると理解しております。

坂爪委員 修繕費の問題もそうですけど、それは支出のほうですよ。収入の確保ということについても、皆さんいろいろところで使用料を上げますとおっしゃっているわけだから、具体的にどういう基準なのかということ、無料にしても、その地域にそれ以上の付加価値を生むような経済的プラスがあるんですよということに基づいて判断されているのか、こちら辺が私は知りたかったのです。

大串部会長 お答えはありますか。

財産活用担当部長 非常に難しい問題でございます。明確にはお答え申し上げておりませんが、ご指摘のように、財源の取り扱いをどうするのかというのは、片方で当然いろいろなファクターがございますので、公共施設に関する受益と負担の関係はどうあるべきなのかというのは、たまたま今、体育施設のことが現実の問題としてありますけれども、トータルの議論というのは、今、

検討を進めているという部分でもあるように聞いておりますので、その辺、改めて整理をしてみたいと思います。

大串部会長 他にございませんでしょうか。新藤さん、お願いします。

新藤委員 内容としてふさわしいのかどうか分かりませんが、学校の統廃合によって空き施設ができるというのは分かるのですが、それよりも、今現状として、空き教室が発生している学校が相当量あるのではないかと思うのです。そこを何か有効活用する予定があるのか。子どもの数を計算すれば、空き教室がどの程度発生するかは予測できると思いますし、それに対する長期的な利用方法とその維持管理費、それと、この辺、難しいと思うのですが、管理は学校の職員がやっているのか、市でやっていらっしゃるのか、その辺も分かりましたら教えていただきたいと思います。

財産活用担当部長 教育委員会ではないので詳細はお答えできませんけれども、例えば今おっしゃったことで端的なのは、ひまわりクラブの問題です。学校の中の空き教室を使ってひまわりクラブを展開するかどうかといったときに、当然、学校は空いていれば使えるんですけども、管理そのものは、そのときは教育委員会や学校ではなくて、こちらで言うと福祉部の所管ですと。あるいは、今、地域の方が使われるスペースが学校の中に整備されていると思うのですけれども、例えば学校開放などもそうですが、そのときには、学校の管理区分の中には置いていないようなやり方をするとか、そういう意味では、いわゆる学校というのは、基本的には教育機関としての使われ方というのを大前提にして、そこに支障が起きない範囲だったら使えますという考え方になるかと思います。

市民生活部長 一般論で補足させていただきますけれども、子どもたちが少なくなっているということは事実でございますので、その人数と学級編成基準からいきますと、空き教室が当然生まれているんだろうと多くの方が認識されている。そこまでは確かにそのとおりなんですけど、文部科学省のほうも、空き教室を当て込んで新たな施策をどんどん積み上げていくという実態がございます。例えば少人数教育とか、あるいは特別支援学級を増やしていくとか、そういうような形がありますので、その地域の子どもたちの人数が随分減っているから、当然それが今、空き教室のままという考え方は、やはり個別に見ていかなければいけないのかなと一般論としては思っております。それを付け加えさせていただきますと思います。

大串部会長 ありがとうございます。

新藤委員 もう一つだけ。文部科学省などで、ある程度そういう教室の使い方とかが来ていると思うのですが、例えば最近の件で、雨とかによって学校が避難所になった場合ですね、緊急事態の発生時、避難所になってしまったというの

で、校長先生なり教頭先生が走ってきて鍵を開けたりされているのではないかと、かというのを小耳に挟んだんですが、学校の施設を使うということになると、その責任の所在をはっきりさせておかないと、お互いに大変になってうやむやの部分が出てくるんじゃないかと、地域としてそういう心配があるんですけど、その点、どうなっているのですか。

大串部会長 災害時等の利用に関してですね。いかがでしょうか。

財産活用担当部長 避難所としての開設に当たっては、市の職員で開設の担当に指名されている職員がおりますので、必ずしも学校だからということで校長先生、教頭先生だけをお願いしているということではないのだろうと思います。

大串部会長 今の議論は多分、ワンストップサービスが重要ですよ、でも、行政は縦割りになっていきますよねということがあるのだと思います。教室の利用などに関しても、お金がどこから来たかというのはもちろんあると思うんですけども、市民の財産として有効活用するという点から、複合的なマネジメントのあり方というのがこれからどんどん進められていって、これは何課ですね、こういう事態は何課ですねというよりも、横串の関係というのは皆様の中にもしっかり構築していただけるような、われわれから見たら、同じ場所ですらいろんなサービスが受けられて、にぎやかで、うまく使われていて、きちんと更新も実施されるという場所が確保されれば、総量減少というのはやむを得ないのかなという時代でもございますので、是非、そういったことがよく分かるような仕組みを見せていただきたいと思います。

他にご意見ございましたら、お願いします。

鷺見委員 先ほど見せていただいた中期財政見通しに関して、名目経済成長率が1.5%という数字で伸びていくということなのですが、この1.5%成長というのは、大体46年ぐらいで経済規模が倍になるようなスピードなのです。先ほど財産白書のところで、30年後に人口が18%減少するというところで、生産年齢人口に限って言うと30%ぐらい減少するというお話だったと思うのです。この10年、20年の間、生産年齢人口自体は微減だと思うのですが、今後、人口予測がこういう状態にある中で、この経済成長率を前提とするということに若干の違和感があるということは申し上げさせていただきたいということでもあります。これによって財政の見通しの前提がかなり変わってしまうのかもしれないのですが、意見として述べさせていただければと思います。

それから、先ほどの財産白書の件ですが、22ページで示されている公共施設の将来費用というのは、いわゆる公共施設の建て替えの金額でよろしいでしょうか。道路とか橋というようなものの扱いはどういうふうになっているのか、教えていただきたいと思います。

財産活用担当部長 将来予測につきましては、ご指摘のとおり、あくまでもこれは公共施設の建て替えに要する費用でございまして、それ以外のインフラ系の更新等にかかる経費については別個ということになります。

鷺見委員 そういってお話ですと、今後 50 年間で 245 億という金額プラスアルファで現状の社会インフラを含めた公共施設全体の更新費用がかかってくると、そういう認識をわれわれは持っていいということですね。

財産活用担当部長 要する費用といたしましては、いわゆる箱物であるところの公共施設に係る部分が、あくまでも機械的な試算ではありますけれども、お示ししている数字。この他にインフラ系の費用というのが別にありますということですが、当然、ここで言っている例えば 121 億円の過去の平均額とありますけれども、そういったインフラ系の更新については、過去はやってきている部分もありますので、純増するというイメージではないのかもしれませんが、別途の費用がかかるということでございます。

鷺見委員 そうしますと、21 ページの記述が気になったんですけれども、現状と課題の丸 2 つ目です。「既存の施設を現状の規模で更新することは困難となっています」というこの記述ですと、公共施設とインフラ資産、両方含んだ形になっているかと思うのです。図のほうは公共施設のみということになりますので、もしこのまま載るとすると、これだけ足りないんだということで誤解のような形になってしまう気もするので、公共施設ということに関してこれだけのという記述のほうがいいのかなと思いました。以上です。

大串部会長 別途図を追加して道路・橋梁資産に関しての少し数字を出していただくか、もしくは少し記述を改めたほうがいいということで、ご検討いただきたいと思えます。

財務部長、お願いします。

財務部長 成長率と税収について 1 つ補足をさせていただきたいと思えます。

ご指摘いただきました平成 30 年以降の成長率 1.5%、税収伸び率 1.6%、これは人口減少を考えると楽観的過ぎるのではないかというご意見だと思えます。確かに、人口減少していく中で経済成長は低いのにちゃんとしていくのかというのは、それはご指摘のとおりだと思います。他方で、ここで税収を試算するとき、1.5 とか 1.6 で伸びていくと単純に考えているわけではございませんで、生産年齢人口が減っていくということを 1 つ加味して、個人市民税を試算するとき、今後、例えば平成 27~32 までの 5 年間でいきますと、税収は 1.9%ですとか 1.6%増えるということに加えて、さらに、その間、生産年齢人口が 1.1%減るというのを掛けていまして、生産年齢人口が減っていく負荷というのが減少していくことも見込んだ上で試算をしているものであります。

鷺見委員 それは先ほど説明していただいて、生産年齢人口の減少も考慮ということであったと思うのですけれども、例えば、税収の算定に、名目経済成長率が前提になっていると思うのです。ですので、係数を掛けて小さくしているというお話ですけれども、そもそもの名目経済成長率というところの前提が外生的に与えているような気がしないでもありませんので、そこが1点気になったことであります。

大串部会長 3割ぐらい生産人口が減るのに、もともと掛けるものが大きいんじゃないかというお話ですね。このあたりは少し気になるというご意見だと思います。他にございませんでしょうか。山賀委員、お願いします。

山賀委員 20 ページの行政経営の項目で、現状と課題ということで「取り組んできました」とありますが、課題をどのように把握されているのかというところをお伺いしたいです。

総務部長 これまで、補足資料2のとおり、平成15年から何回かのプランが改正されているわけですけれども、その間に広域合併があったり、政令市に移行ということで、どちらかという前半戦は総量を削減するような形の計画として取り組んできているということで、例えば資料の基礎データ集の102ページに職員数が出ています。これを見ますと、平成17年度から25年度まででだいぶ職員数を減らしてきているという流れが見てとれると思います。どちらかという削減するような形がこれまでだったんですが、プランの2013については、削減することだけではなくて、政令市としてふさわしいものにしていこうということで、補足資料の(2)のような3つの重点改革項目ということで取り組んできているということになります。現在、別の委員会でこの総括をやっておりまして、来年度以降のプランをどうするのかという議論もまた別でやっておりますので、そこを詳しくここで言うのも何なのかということ、この辺で止めておきますが、どちらかという今までのような形ではなくて、いわゆる持続可能な都市づくりはどうすればいいのかということにもシフトしながら作成していく形になっております。

山賀委員 今回の計画を粛々と進めていくというような考え方でいいでしょうか。うまく進んでいるということでしょうか。

総務部長 課題の書きぶりがこれでいいのかということですので、その辺はもう少し検討させていただきたいと思います。

大串部会長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

皆さまがお考えになっている間に、行政経営に関して、いろいろ書いてあるのですが、課題が見えない中で何をやっているのかというところがよく分からないので、書きぶりをしっかりしていただきたいということと、先ほどからいろんな意見が出されていますけれども、経営という観点を大本にすれ

ば、先ほども申し上げましたけど、市民から見ると市役所は市役所なのです。何課が担当しているかということではなくて、われわれが現在抱えている課題を、いかに迅速で、安く、速く解決していただけるかというところで、総務部の力量というのがものすごく問われているのではないかと思います。そういったところが、丸の3番目、「縦割りにとらわれず総合的に考えながら組織横断的に取り組みを進めます」というところに表れているのだと思いますし、ICTを活用して市民の方に広く知っていただくということをこれからどんどんやっていくのだと思います。そういった書きぶりの中で、今、何の課題があるのかといったところをしっかりと抽出していただくのとより分かりやすい書きぶりになるのかなと思いました。

意見というか感想という形なのですが、もう一点お聞きしたいのは、先ほど言っていた、こういう取り組みをやってまいります、市の職員を削減してまいりましたと、「明日の新潟市を展望する基礎データ集」の104ページですけれども、職員の数というのはかなり違うということがありまして、これは何に起因しているんですかということをお聞かせいただけるとありがたいと思います。

総務部長 基礎データ集の上のほうの「21 職員」というところですね。中央区、東区、西区に関しては旧新潟市が全てですので、どちらかという人口に比してこれだけ職員が多いという形が基本的には読み取れるのだと思います。

大串部会長 人口が多いところが職員の数が少ないですね。

総務部長 そういうことです。すみません。職員1人当たりですので。職員1人当たりの人口が多いので、総じてそういうことになるんだと思います。

大串部会長 人口に起因するだけでなく、例えば人材の交流が行われていないということはないですか。

総務部長 それはございません。

大串部会長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。どこからおっしゃっていただいても結構です。鶴巻委員、お願いします。

鶴巻委員 そもそも基本計画の根本にあったのが、各自治体で箱物が分かれているものの集約が市長の方針だったと思うのです。人口が多い中央区、西区、東区は置いておいて、その周辺、新潟市近郊を取り巻く各区がどういうふうに残っていくかが、新潟市のポイントなのかなと思っています。田園都市ということもうたっていたりしている中、先ほど、中期財政見通しの試算で名目経済成長率がこのように行くかどうかという議論もあった中で、私、まだ30代で、これからまだまだ新潟でやっていかなければいけないのですが、外資の取り込みというか、環日本海側の拠点として新潟市をもう少し発信していくのであれば、田園都市と、あとは中国だとか、そういった環日本海地域

をもう少し見込んだ視野で、今、部長がおっしゃられたような現状と課題の文章に、難しいのですが、もう少し新潟市を俯瞰してそういったところを書かれていくと、中期財政見通しの試算だとかも理解しやすいかと思えますし、市民も、市がどういう方向に向かっているのかが分かりやすいのかなと思えました。意見です。

大串部会長 「国際都市にいがた」としてのビジョンということですね。

鶴巻委員 そうですね、例えばニューフードバレーとか特区が生き残っていくには、農業と、あとは外資の取り込みと、あと、人員の確保だと思っているので、そこを少し 20 ページ、21 ページにも入れるといいのかなと思えました。

事務局 ご意見ありがとうございます。今、ご指摘いただいた部分につきましては、基本構想に当たります 6 ページとか、7 ページ、8 ページにかけての部分で記載をしております。都市像の 3 つ目のところで、「日本海拠点の活力を世界とつなぐ、創造交流都市」という都市像を掲げてございます。この具体的な基本計画部分につきましては、諮問案の 84 ページ以降に今ご指摘いただいた部分が手厚く書いてございまして、ここの分については他の部会でご審議を賜っております。今ご審議を賜っている行政運営の基本方針のところにつきましては、これらの取り組みを確実にするための財政、お金の話ですとか、経営品質の話とか、そういったことを記載しているところですので、私どもとしては、ここに環日本海の拠点ということを入れ始めると、今ご指摘のニューフードバレーから教育から福祉からみんな入れ込まないといけないようなことになり、かえって分かりづらくなるといこともあって、ここには行政経営が必要となる部分のみを行政運営の方針という形で記載させていただいているところでございます。私からは以上です。

大串部会長 ありがとうございます。他にご意見はありませんでしょうか。新藤委員、お願いします。

新藤委員 現在ある施設利用を維持管理していくためにこれだけの経費がかかるというのは表で見せていただいたんですが、今後これらが、統廃合とかいろいろな形で環境が変わったときに、それを有効活用する部分での予算なり、そういった部分というのはある程度見通しの中に入れてあるのでしょうか。

大串部会長 お答えをお願いします。

財産活用担当部長 今回の将来費用の予測の中には、ご指摘のような観点というのは実は入っていません。要は、今のところ、まだ総論としての内容ということでございますので、それぞれの各論に応じた形での積み上げ、それから、それを財政計画に盛り込むという段階には至っていないというのが現状でございます。

大串部会長 恐らくこれから地域でどういうふうな施設利用をしていきたいのかということと予算の兼ね合いで、協議会などにお諮りがあった上での予算の積み上

げがあるのかなと思います。

他にご意見はございませんでしょうか。

前回の反省点といたしましょうか、資料を手厚くしていただいて、素晴らしいご説明をしていただきましたので、なかなか聞きにくいのかなと思いますけど、いかがでしょうか。

それでは、以上で第2回部会を終了させていただきたいと思います。前回と同様に、本日頂いたご意見については私のほうで整理させていただきまして、事務局と協議の上で対応したいと思います。

それでは、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

事務局

長時間にわたりご審議ありがとうございました。

ここで事務連絡をさせていただきます。

お手元の資料2でございますが、次回以降の審議会の開催日程についてでございます。資料2の中ほどになりますけれども、8月18日(月)午後3時から、会場はこの第3委員会室ということになります。テーマにつきましては、行政運営方針④・⑤、あとは、基本構想についてご審議いただく予定になっております。第4回の部会と第2回の全体会の日程につきましては、資料2のとおりとなっておりますので、ご確認いただければと思います。こちらにつきましても、改めて文書でご案内をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、資料3になります。こちらのほうには、他の部会の審議日程ということで書いてございますので、参考にご覧いただければと思います。

続きまして、資料4になりますが、第1回目の審議会が終わりまして、各部会のほうで部会長、職務代行者が決まりましたので、こちらのほうに一覧表としてお配りしてございます。

最後に、資料5となりますけれども、現在ご審議いただいております次期総合計画につきまして、パブリックコメント、市民からのご意見ということで聴取する手続きを進めております。内容につきましては、8月3日号の「市報にいがた」にも掲載する予定でございますので、今後また、出てきたご意見等も踏まえまして策定を進めてまいりたいと考えております。

ご連絡は以上でございます。

本日はどうもありがとうございました。